

◇改正内容 センターの使用料減免に関する減免率の基準

区分	減免率	備考	改正
1 安曇野市又は安曇野市教育委員会 が利用する場合	100 分 の 100	安曇野市が加入する組織又は団体 を含む。	追記
2 安曇野市又は安曇野市教育委員会 が共催する場合	100 分 の 100		無
3 市内の区又は安曇野市地区公民館 活動補助金交付規則（平成 27 年安曇 野市規則第 23 号）第 2 条に規定する 地区公民館が、 公益を目的とした主 催する事業 で利用する場合	100 分 の 100	利用形態がその団体（又は個人）の 利益にとどまり、市民への公益性が 見出せない場合は、対象としない。 ただし、市長が認めた場合は、この 限りでない。	修正
4 市内の幼稚園、保育園、認定こど も園、小学校、中学校又は高等学校が 学習のために利用する場合	100 分 の 100	認定こども園とは、子ども・子育て 支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 7 条第 4 項の教育・保育施設をい う。	追記
5 市内の 非営利社会福祉団体が、公 益を目的とした事業で社会福祉法 （昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条の 規定する法人が公益事業のために利 用する場合	100 分 の 100	利用形態がその団体（又は個人）の 利益にとどまり、市民への公益性が 見出せない場合は、対象としない。 ただし、市長が認めた場合は、この 限りでない。	修正
6 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条に規定する障害者及び その介助者が利用する場合	100 分 の 100		追加
7 安曇野市教育委員会が認めた団 体が青少年の健全育成又は子育ての 支援活動のために利用する場合	100 分 の 100		追加
8 市内の芸術文化協会又はその加 盟・加入団体並びに市が認めたボラ ンティア団体が利用する場合	100 分 の 100		追加
9 社会教育施設の使用又は利用に係 る減免団体の登録に関する要綱（平成 18 年安曇野市教育委員会告示第 17 号）に基づく団体が、公益を目的と した事業で利用する場合	100 分 の 50	利用形態がその団体（又は個人）の 利益にとどまり、市民への公益性が 見出せない場合は、対象としない。 ただし、市長が認めた場合は、この 限りでない。	無
10 その他公共団体、地域団体、市民 活動団体、その他団体等が公益を目的 とした事業で利用する場合	100 分 の 50	利用形態がその団体（又は個人）の 利益にとどまり、市民への公益性が 見出せない場合は、対象としない。 ただし、市長が認めた場合は、この 限りでない。	無

※改正内容は、令和 4 年 10 月 1 日以後の利用分について適用します。